広島市安佐北コミュニティセンターの指定管理者の指定について

広島市安佐北コミュニティセンターについて、12月議会の議決を経て「三栄パブリックサービス株式会社」を指定管理者に指定しました。

今後、当該事業者と本協定の締結や備品の設置等、開館準備を行っていきます。

1 指定管理者

三栄パブリックサービス株式会社

2 指定期間

令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)

3 施設の供用開始に当たっての基本事項

(1) 休館日

ア 火曜日

- ・火曜日が祝休日に当たるときは、その直後の休日でない日を休館日とする。
- ・火曜日が8月6日に該当する場合は開館日とする。
- イ 12月29日から翌年1月3日まで

(※指定管理者が市長の承認を得て、休館日に開館することができる。)

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで。

(※指定管理者が市長の承認を得て、開館時間を延長することができる。)

(3) 予約受付時期

原則、使用の3カ月前から受け付ける。

(※指定管理者において特別の理由があると認められるときは、この限りではない。)

(4) 主な設置備品

組立ステージ、ワイヤレスアンプ、プロジェクター、長机(約40台)、椅子(約160脚)、卓球台3台等

- (5) 利用料金
 - ·全面使用4,720円/時間
 - ・半面使用2,360円/時間

(※商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動の場合は1.5倍の額とする。)

(6) 指定管理者の主催事業

地域の活性化に資するイベントなどの取組を月1回以上実施する。

4 今後のスケジュール

令和7年 3月下旬 本協定の締結4月1日~ 供用開始